

特別支援教室のご案内

青梅市立第三中学校

特別支援教室の対象生徒

通常の学級に在籍し、知的障害がなく発達障害等（自閉症、情緒障害、注意欠陥多動性障害、学習障害等）があり、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする生徒を対象に、障害や特性に応じた「自立活動」の指導・支援を行います。生徒が抱える学校生活上の困難さに対して、個に応じた様々な支援を受けることができますが、学習の補習や登校支援を目的とした支援場所ではありませんので御理解ください。



利用生徒の状況と、困難さに応じた指導・支援内容の例

①友達とのコミュニケーションや状況に応じた柔軟な行動が苦手

具体例：授業と休み時間などの切り替え、授業中の発言や話し合いの場面など

⇒SST(ソーシャルスキルトレーニング)の教材やワークシート等を活用したり、学校生活を振り返って、実際の出来事をもとに整理したりして、改善方法を練習する。

②認知の特性により、授業中の説明や指示が理解できない

具体例：一斉指導で集中できない、他の音が気になって注意散漫になる、など

⇒見ることと聞くことのどちらが苦手か、どんな場面で集中できないかなど、それぞれの困難さを確認しながら、生徒が得意な力で補いながら取り組めるような練習をする。

③行事など集団での活動や行動に不安や苦手さがある

具体例：体育大会や校外学習など、非日常の活動への参加にストレスがかかる、など

⇒不安に感じている理由や状況を整理する。また、予定や活動内容を確認し、具体的な見通しをたてて、不安への対策をする。

④優先順位が付けられない、忘れっぽいなどの困難さから、期限を守れず課題が提出できない

具体例：定期考査の学習計画がたてられない、部活動の活動日や活動内容を間違える、など

⇒量や時間から逆算して見通しをたてるなど、優先順位の付け方についての方法を学ぶ。忘れてしまう原因や対策を一緒に考えて、自分で取り組める改善策を相談する。

以上のような、本人の努力だけでは改善が難しく、通常の学級での授業や生活だけでは指導の時間がとれない内容について、基本的に週1回1時間の個別指導を行っています。学級担任や教科担任と情報を共有し、校内委員会や保健室との連携も進めて指導を行っています。また、特別支援教室専門員、巡回心理士等と協働して指導・支援を行います。なお、特別支援教室で支援を受けている時間は「出席扱い」になります。